

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 不在者投票について

当院は、不在者投票指定施設となっております。

投票用紙の請求手続きに日数が必要となる為、ご希望の入院患者様は下記時間内にナースステーション事務員へお声掛け下さい。

不在者投票受付期間：2026年1月29日～2月2日 8:30～17:00 平日のみ

1.不在者投票のできる選挙人

(1) 指定病院に入院している選挙人（以下『入院患者様』といいます）で、つぎの①～③の条件に該当し、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること（一定の刑罰を受けている者等は選挙権がありません）
- ② 選挙人名簿に登録されていること
- ③ 歩行が困難な者（手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入院患者を含む）。

なお、歩行が可能な入院患者であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。（法48条の2第1項第2号）

(2) 不在者投票は、投票日当日における入院患者様の状態を想定して行うものである為、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合は投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

※入院患者の付添人等は、当院で不在者投票をすることはできません。

2.投票について

投票日：2月6日（金）（投票用紙郵送の関係）

投票時間：8:30～17:00

投票場所：各病室に担当者が伺います。

*投票時間については、東京都選挙管理委員会事務局で定められた時間です。